

証券取引約款集の一部改定について

2022年1月28日
京銀証券株式会社

平素より、京銀証券をご利用いただき、誠にありがとうございます。
2022年2月1日（火）より弊社の証券取引約款集を一部改定いたしますので、
お知らせいたします。

改定内容につきましては、以下の「証券取引約款集新旧対照表」をご覧ください。

証券取引約款集新旧対照表

2022年2月
京銀証券株式会社

金融サービス提供法に係る重要事項のご説明

（下線部分変更）

新	旧
「金融サービスの提供に関する法律」により、金融商品取引業者等は、金融商品を販売する際、同法律で定められた重要事項（リスク）について、お客さまにご説明することが義務付けられています。 各商品をご購入いただく前に、それぞれのリスク等についてご確認いただけますようお願いいたします。	「金融商品の販売等に関する法律」により、金融商品取引業者等は、金融商品を販売する際、同法律で定められた重要事項（リスク）について、お客さまにご説明することが義務付けられています。 各商品をご購入いただく前に、それぞれのリスク等についてご確認いただけますようお願いいたします。

第1章 総合取引約款

（下線部分変更）

新	旧
<p><u>第11条の2</u> （金融商品取引所による呼値の取消しに伴うご注文の取扱い）</p> <p>金融商品取引所の定める業務規程および受託契約準則に従い、金融商品取引所のシステム障害等により売買の停止がなされ委託注文に係る呼値が取り消された場合であっても、売買が再開されるときには、原則として、前条の規定により受託しましたご注文はそのまま有効な委託注文とみなして再発注するものといたします。ただし、執行条件付き注文（寄り指定注文、引き指定注文または不成指定注文をいう。）およびエラー注文（取引所障害起因により取引所エラー通知を受信済みの注文をいう。）（以下「執行条件付き注文等」という。）については、再発注いたしません。執行条件付き注文等については、再度お客さまのご意思を確認の上、お客さまのご指示に従い、新規注文としてお受けするものとします。</p> <p><u>附則</u> 本章第11条の2の改正は、2022年2月1日から施行いたします。</p>	<p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>

第10章 振替決済口座管理約款

（下線部分変更）

新	旧
<p><u>第26条</u> （会社の組織再編等に係る手続き）</p> <p>（1）当社は、振替株式等の発行者における合併、株式交換、株式移転、株式交付、会社分割、株式分配、株式の消却、併合、分割または無償割当て等に際し、機構の定めるところにより、お客さまの振替決済口座に増加もしくは減少の記載または記録を行います。</p> <p>（2）（現行どおり）</p>	<p><u>第26条</u> （会社の組織再編等に係る手続き）</p> <p>（1）当社は、振替株式等の発行者における合併、株式交換、株式移転、会社分割、株式分配、株式の消却、併合、分割または無償割当て等に際し、機構の定めるところにより、お客さまの振替決済口座に増加もしくは減少の記載または記録を行います。</p> <p>（2）（省略）</p>

第12章 非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款

(下線部分変更)

新	旧
第9条の2 (累積投資勘定終了時の取扱い) (1) (現行どおり) (2) 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に累積投資勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。 ① お客さまから累積投資勘定の終了する年の当社が別に定める期間までに当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13第20項において準用する租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合またはお客さまが当社に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管 (2) (現行どおり)	第9条の2 (累積投資勘定終了時の取扱い) (1) (省略) (2) 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に累積投資勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。 ① お客さまから累積投資勘定の終了する年の当社が別に定める期間までに当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合またはお客さまが当社に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管 (2) (省略)

第13章 未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款

(下線部分変更)

新	旧
第2節 未成年者口座の管理 第2条 (未成年者口座開設届出書等の提出) (1)～(3) (現行どおり) (4) お客さまがその年の3月31日において18歳である年(以下、「基準年」といいます。)の前年12月31日または2023年12月31日のいずれか早い日までに、当社に対して「未成年者口座廃止届出書」の提出をした場合または租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出をしたものとみなされた場合(災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由(以下、「災害等事由」といいます。)による移管または返還で、当該未成年者口座および課税未成年者口座に記載もしくは記録もしくは保管の委託または預入れもしくは預託がされている上場株式等および金銭その他の資産の全てについて行うもの(以下、「災害等による返還等」といいます。)が生じた場合を除きます。)には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客さまが非課税で受領した配当等および譲渡所得等について課税されます。 (5) (現行どおり) 第5条 (未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲) (1) 当社は、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第29条の2第1項本文に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。)のみを受け入れます。 ① (現行どおり) イ～ロ (現行どおり) ② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日(以下「5年経過日」といいます。)の翌日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等(この場合、5年経過日の属する年の当社が別に定める期間までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。) ③ (現行どおり) (2) 当社は、お客さまの未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。 ① (現行どおり) ② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等(この場合、5年経過日の属する年の当社が別に定める期間までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。) ③ (現行どおり)	第2節 未成年者口座の管理 第2条 (未成年者口座開設届出書等の提出) (1)～(3) (省略) (4) お客さまがその年の3月31日において18歳である年(以下、「基準年」といいます。)の前年12月31日または2024年1月1日のいずれか早い日までに、当社に対して「未成年者口座廃止届出書」の提出をした場合または租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出をしたものとみなされた場合(災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由(以下、「災害等事由」といいます。)による移管または返還で、当該未成年者口座および課税未成年者口座に記載もしくは記録もしくは保管の委託または預入れもしくは預託がされている上場株式等および金銭その他の資産の全てについて行うもの(以下、「災害等による返還等」といいます。)が生じた場合を除きます。)には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客さまが非課税で受領した配当等および譲渡所得等について課税されます。 (5) (省略) 第5条 (未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲) (1) 当社は、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第29条の2第1項本文に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。)のみを受け入れます。 ① (省略) イ～ロ (省略) ② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日(以下「5年経過日」といいます。)の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等(この場合、5年経過日の属する年の当社が別に定める期間までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。) ③ (省略) (2) 当社は、お客さまの未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。 ① (省略) ② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に、同日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等(この場合、5年経過日の属する年の当社が別に定める期間までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。) ③ (省略)